石井町道路アドプト事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が管理する道路におけるアドプトに参加する団体を支援することで、町と協働に道路の清掃美化に取り組み、道路愛護意識の高揚を図ることを目的とする。

(参加資格)

第2条 参加する団体は、町内に所在地を有し、原則5名以上の団体とし、参加団体届出書(様式第1号)を提出するものとする。

(覚書の締結)

第3条 参加団体及び町は、アドプト事業を実施するに際し、石井町道路アドプト事業に関する覚書を締結するものとする。

(活動内容)

- 第4条 活動内容は、ごみの収集、草刈り及び植樹の剪定等の清掃美化活動とする。
- 2 参加団体は、町と協議し決定した道路区域で、原則年1回以上の活動を行うものとする。
- 3 参加団体は、清掃美化活動とあわせて、チラシ配布などのPR活動、イベント開催、 その他の目的を持つ活動を行ってはならない。

(活動計画及び活動報告)

第5条 参加団体は、覚書締結後、速やかに活動計画書(様式第2号)を、毎回活動終了 後には、速やかに活動報告書(様式第3号)を町に提出するものとする。

(安全の確保)

第6条 参加団体は、清掃美化活動を行う際には、自己の責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないよう安全に十分配慮するものとする。

(活動における注意事項)

第7条 活動により回収したごみは、町の指定する方法に従い分別し、参加団体が石井町 清掃センターまたは町の指定する場所に持ち込むものとする。

(町の支援内容)

- 第8条 町は、活動に対して、次の支援を行う。
 - (1) ごみの処理

(助言)

第9条 町は、参加団体の活動に対して、必要な助言ができるものとする。

(覚書の解除)

第10条 町は、参加団体が覚書の解除を申し出たときや参加団体としてふさわしくない

と認められるときは、覚書を解除するものとする。 (その他)

第11条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。 附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行する。